

山口県自殺総合対策計画 (第4次)

一人ひとりができること
～ 気づきと絆 ～

令和6年(2024年)3月
山 口 県

はじめに

本県では、平成20年に「山口県自殺総合対策計画」を策定して以来、平成25年に第2次計画、平成30年に第3次計画を策定し、自殺対策に総合的に取り組んでまいりました。

この間、本県の自殺者数は平成21年の409人をピークに減少傾向にあり、また、全国平均を上回る状況が続いていた自殺死亡率も、近年は下回りつつあります。

しかしながら、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、29歳以下の若年層や女性の自殺者数が増加傾向となっているところ



です。こうした中、国においても令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が策定され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進のほか、重点施策として、女性の自殺対策が追加されました。

このような状況を踏まえ、このたび策定した「山口県自殺総合対策計画(第4次)」では、これまでの「正しい知識の普及」、「人材養成」、「ハイリスク者への支援」、「アフターケアによる予防」、「地域の関係機関等との連携強化」の5つの柱と、「世代別」、「段階別・対象者別」の2つの視点による取組に加え、子ども・若者や女性への対策を明確に掲げ、本県の状況に応じた対策を効果的に推進することとしています。

私は、今後とも、この計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、保健・医療・福祉・教育・労働などの各分野に渡り、市町、関係機関・団体等と連携した取組を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました山口県自殺対策連絡協議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言を賜りました皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年(2024年)3月

山口県知事
村岡嗣政

目 次

第1章 第4次計画の策定に当たって

1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 目 標	1
4 見直し時期	2

第2章 山口県の自殺の現状分析

1 自殺の現状	3
2 これまでの自殺対策の取組状況と課題	6

第3章 自殺対策の基本的な考え方

～ 大綱における基本理念・基本認識・基本方針 ～	8
[5つの柱] と＜世代別の視点＞＜段階別・対象者別の視点＞	9

第4章 自殺対策の具体的取組

1 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す	13
2 自殺対策の推進に資する調査等を推進する	14
3 自殺対策に係る人材の養成及び資質の向上を図る	14
4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	16
5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	17
6 社会全体の自殺リスクを低下させる	19
7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	22
8 遺された人への支援を充実する	23
9 関係機関・民間団体との連携を強化する	24
10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	25

11	勤務問題による自殺対策を更に推進する	27
12	女性の自殺対策を推進する	28

第5章 推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	29
2	計画の進行管理	30

【資料編】

○	自殺に関するデータ	
▪	山口県における自殺者数の推移（平成25年～令和4年）	32
▪	全国の自殺者数・自殺死亡率（人口10万人対）（平成30年～令和4年）	33
▪	山口県における月別の自殺者数（平成30年～令和4年）	34
▪	自殺の状況（山口県と全国）（平成30年～令和4年）	35
	【自殺者数】 【年齢別】 【同居人の有無】 【職業別】 【原因・動機別】	
	【場所別】 【手段別】 【自殺未遂歴の有無】	
○	自殺対策基本法	39
○	山口県自殺対策連絡協議会設置要綱・委員名簿	45
○	自殺対策の具体的取組に係る関係連絡先	48

第1章 第4次計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

本県では、平成30年(2018年)10月に「山口県自殺総合対策計画(第3次)」(以下「第3次計画」という。)を策定し、「正しい知識の普及」、「人材養成」、「アフターケアによる予防」、「ハイリスク者への支援」、「地域の関係機関等との連携強化」の5つの柱に「世代別」、「段階別・対象者別」の2つの視点を加え、自殺対策を進めてきました。

この間、本県の人口10万人あたりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)の推移を見ると近年は全国平均を下回りつつあり、自殺者数も減少傾向にありますが、依然として年に200人を超える方が自殺に追い込まれている状況にあり、また、29歳以下の若年層や女性の自殺者数が増加傾向となっています。

一方で、国においては平成19年(2007年)に自殺総合対策大綱を策定して以降、平成28年(2016年)には地域レベルの実践的な自殺対策が進むよう、自殺対策基本法(以下「法」という。)が改正され、また、令和4年(2022年)10月には「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」や「女性に対する支援の強化」など13項目を当面の重点施策とした、新たな自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)が策定されました。

このたびの計画は、国から示された大綱等を踏まえ、これまでの本県における取組を検証しながら、自殺者数のさらなる減少に向けて自殺対策を一層推進していくため、第3次計画の見直しを行うものです。

2 位置付け

本計画は、法第13条に基づき、本県の自殺対策を総合的に推進するために策定するものです。

自殺の問題は家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関わっており、県、市町、関係機関・民間団体等が緊密な連携を図り、一体となって取り組んでいくことが重要です。

このため、本計画ではこれまでの取組の成果を踏まえ、それぞれの役割と具体的取組を明らかにし、実践するための計画として策定します。

(参考) 法第13条第1項

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

3 目標

<基本目標>

「気づきと絆を大切にして県民誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

<数値目標>

2026年(令和8年)までに2015年(平成27年)の自殺死亡率を30%以上減少させ、14.0以下となることを目標とします。

【現 状】

(基準年)

2015年(平成27年)

自殺死亡率

20.0**【目 標】**

2026年(令和8年)

自殺死亡率

14.0以下**30%以上減少**

(参考) 国の目標値

先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させることとする。

(参考) 先進国における自殺死亡率

日本 (2020)	韓国 (2020)	イギリス (2020)	ドイツ (2020)	アメリカ (2020)	カナダ (2020)
16.4	25.7	7.7	11.1	13.9	10.1

(世界保健機関資料ほかより自殺対策推進センター作成)

4 見直し時期

社会経済情勢の変化や自殺をめぐる諸情勢の変化、計画の進捗状況を踏まえ、大綱の見直し時期を考慮し、おおむね5年を目途に見直しを行います。

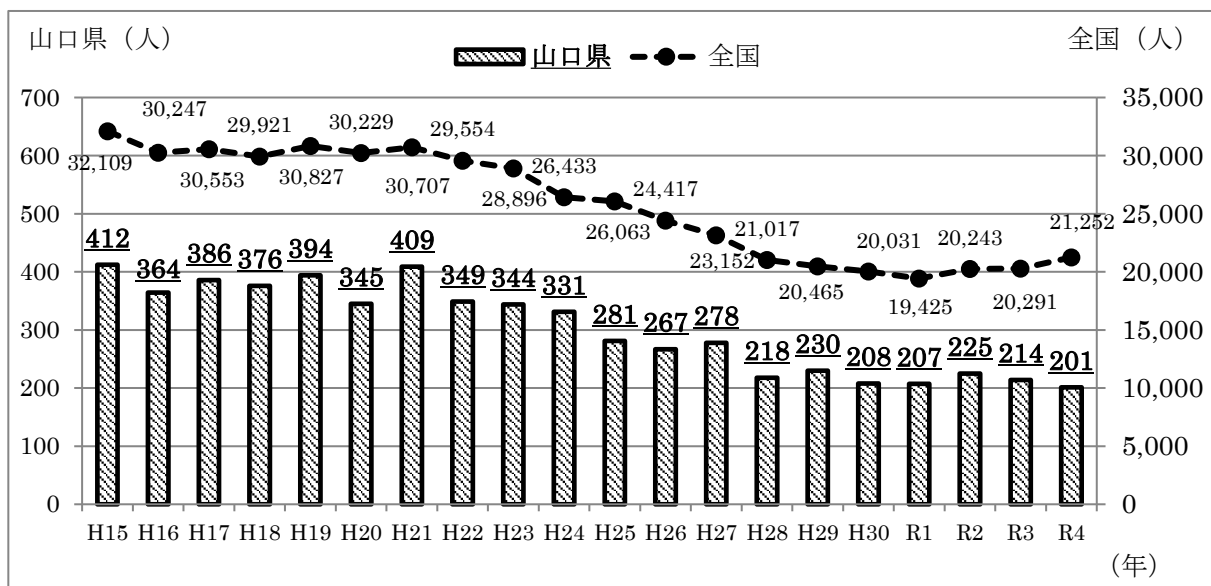
なお、数値目標が達成された場合には、上記の見直し時期にかかわらず、数値目標を見直します。

第2章 山口県の自殺の現状分析

1 自殺の現状

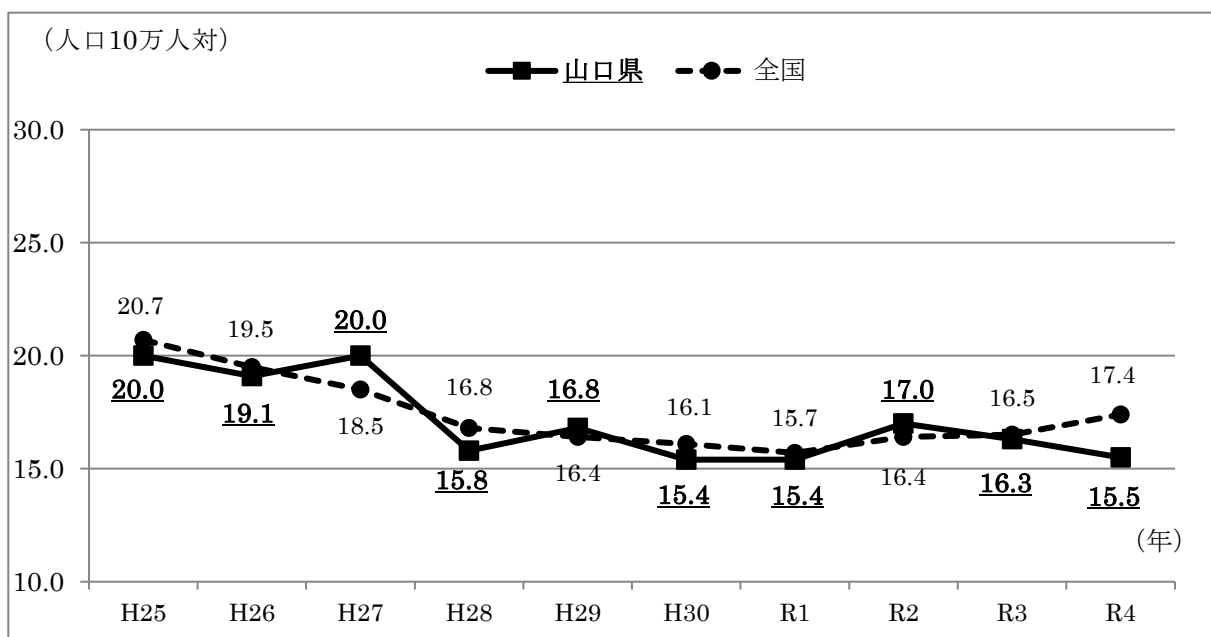
(1) 自殺者数の推移 (厚生労働省「人口動態調査」)

平成15年(2003年)以降、400人前後で推移していましたが、平成25年(2013年)に300人を下回ってからは減少傾向にあります。



(2) 自殺死亡率の推移 (厚生労働省「人口動態調査」)

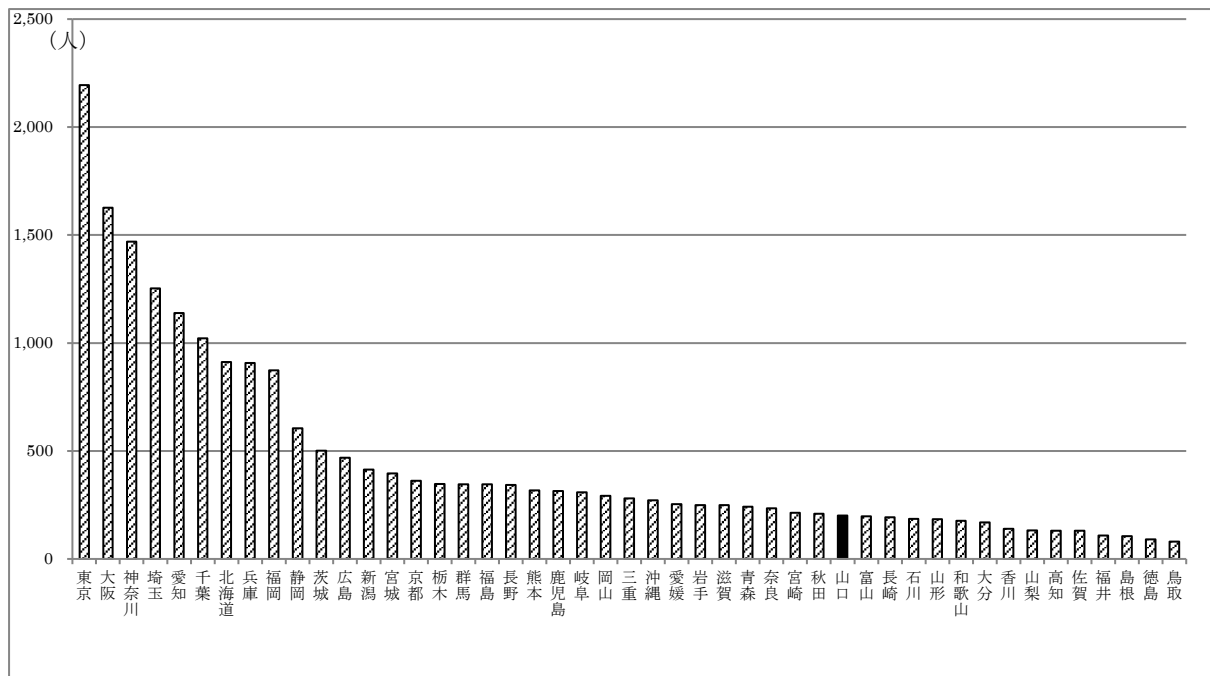
平成25年(2013年)以降、全国平均を上回る年もありますが、近年は全国平均を下回りつつあります。



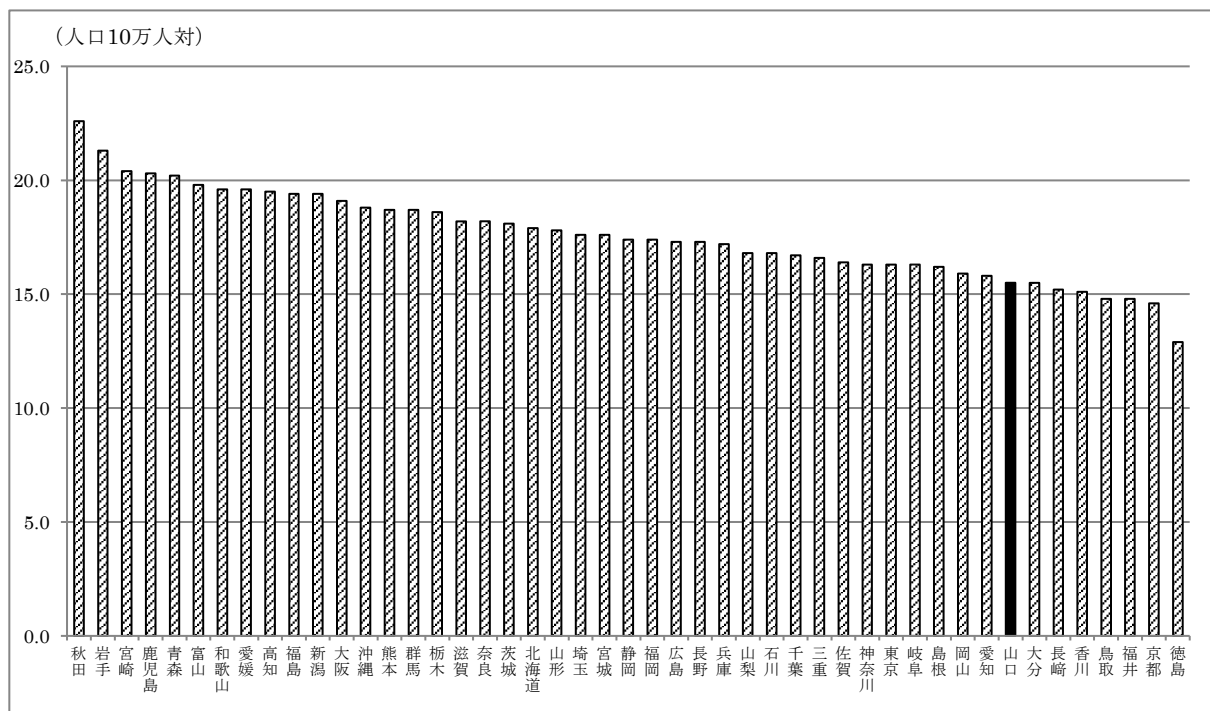
(3) 自殺者数及び自殺死亡率の都道府県比較 (令和4年 厚生労働省「人口動態調査」)

令和4年(2022年)の自殺者数は全国で33番目、自殺死亡率は全国で40番目となっています。

(自殺者数)



(自殺死亡率)



(4) 自殺者の男女別年次推移(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」自殺日・住居地)

男性が全体の約7割と大きな割合を占める状況は続いています。全国同様、女性の割合が増加傾向です。

(山口県)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
総数(人)	215	200	223	218	204
男性(人)	157	153	150	166	147
女性(人)	58	47	73	52	57
男性割合(%)	73.0%	76.5%	67.3%	76.1%	72.1%
女性割合(%)	27.0%	23.5%	32.7%	23.9%	27.9%

(全国)

	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
総数(人)	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
男性(人)	14,149	13,922	13,914	13,786	14,622
女性(人)	6,519	6,052	6,993	7,034	7,101
男性割合(%)	68.5%	69.7%	66.6%	66.2%	67.3%
女性割合(%)	31.5%	30.3%	33.4%	33.8%	32.7%

(5) 自殺者の性別・年齢階級別状況(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」自殺日・住居地)

令和2年(2020年)のコロナ禍以降、29歳以下の若年層の自殺者数が増加傾向にあります。

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	計
H30 (2018)	5	27	26	36	31	30	37	23	215
R1 (2019)	2	11	17	42	31	31	44	22	200
R2 (2020)	10	22	20	38	39	29	32	33	223
R3 (2021)	15	27	28	32	27	24	28	37	218
R4 (2022)	4	23	22	36	37	28	26	28	204

(男性)

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	計
H30 (2018)	3	23	22	25	27	19	26	12	157
R1 (2019)	1	7	16	34	22	27	30	16	153
R2 (2020)	8	17	16	23	24	19	23	20	150
R3 (2021)	9	21	23	24	18	21	20	30	166
R4 (2022)	3	20	15	26	29	19	17	18	147

(女性)

	20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	計
H30 (2018)	2	4	4	11	4	11	11	11	58
R1 (2019)	1	4	1	8	9	4	14	6	47
R2 (2020)	2	5	4	15	15	10	9	13	73
R3 (2021)	6	6	5	8	9	3	8	7	52
R4 (2022)	1	3	7	10	8	9	9	10	57

(6) 主な自殺の特徴（地域自殺実態プロファイル【2022】）

都道府県自殺対策計画の策定支援を行う国の自殺総合対策推進センターにおいて、地域の実情を把握するための資料として、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した「地域自殺実態プロファイル」が作成されました。

「地域自殺実態プロファイル」によると、本県の主な自殺の特徴は次のとおりと分析されており、平成29年(2017年)から令和3年(2021年)の5年間の自殺者数は、「男性60歳以上無職同居」が最多となっています。

また、児童・生徒等の自殺者数の内訳は、高校生以下が25人(56.8%)、大学生・専修学校生等が19人(43.2%)で、全国(それぞれ45.7%・54.3%)と比較すると、高校生以下の割合が高くなっています。

主な自殺の特徴（平成29年～令和3年合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)
1位:男性60歳以上無職同居	187	17.3%	34.0
2位:男性40～59歳有職同居	118	10.9%	18.6
3位:女性60歳以上無職同居	85	7.8%	9.7
4位:男性60歳以上無職独居	79	7.3%	69.3
5位:男性20～39歳有職同居	73	6.7%	19.6

児童・生徒等の内訳	自殺者数 5年計	割合	全国割合
高校生以下	25	56.8%	45.7%
大学生・専修学校生等	19	43.2%	54.3%

資料：自殺総合対策推進センター提供資料（警察庁「自殺統計」【自殺日・住居地】を特別集計）

* 人口は令和2年国勢調査を使用

2 これまでの自殺対策の取組状況と課題

【取組状況】

第3次計画に基づき、「正しい知識の普及」「人材養成」「ハイリスク者への支援」「アフターケアによる予防」「地域の関係機関等との連携強化」の5つを柱に、自殺対策に取り組んでいます（主な取組は以下のとおり）。

また、平成21年(2009年)4月に精神保健福祉センター内に設置した地域自殺予防情報センターを、平成28年(2016年)4月に地域自殺対策推進センターへ移行し、市町において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、適切な助言や情報提供等を行っています。

正しい知識の普及

自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせた街頭キャンペーンの実施や「こころの健康セミナー」、「自殺対策フォーラム」の開催

人材養成

精神保健関係者への基礎研修や実務者研修、教育関係者への研修、地域や大学等におけるゲートキーパー研修の実施

ハイリスク者への支援

未遂者への相談支援や未遂者支援研修会、依存症に係る研修会の実施

アフターケアによる予防

自死遺族の集いの開催や自死遺族の会の周知など、自死遺族に対する支援

地域の関係機関等との連携強化

各健康福祉センターや市町、医療、職域等の関係者による圏域ごとのネットワーク会議や県弁護士会等と連携した合同相談会の開催

また、市町においても、心の健康に関する相談対応の充実やリーフレットの活用、講演会などによる住民への普及啓発、行政職員や民生委員、教職員を対象としたゲートキーパー研修など、工夫をこらした様々な取組が進められています。

(ゲートキーパー)

自殺対策における「ゲートキーパー」(Gatekeeper=直訳すると門番)には、悩んでいる人に気づき、かかわり、適切な支援先につなぎ、その後も絆を保つという役割が期待されています。大綱では、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気づいた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図り、国民の3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す、としています。

【課題】

自殺者数は、近年では平成21年(2009年)の409人をピークに減少傾向にあり、自殺死亡率も近年は全国平均を下回りつつありますが、依然として年に200人を超える方が自殺に追い込まれている状況にあり、また、29歳以下の若年層や女性の自殺者数が増加傾向となっています。

さらに、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このため、就学期を中心とした若者対策の強化や困難な問題を抱える女性への支援、また、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らすための様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携した取組の強化を進める必要があります。

また、県内の全市町において計画が策定されており、地域の実情に応じた自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるよう、関係機関等とも連携し、市町が実施する自殺対策の取組を支援していく必要があります。

第3章 自殺対策の基本的な考え方

大綱における基本理念や基本認識、基本方針を踏まえ、第3次計画策定後の取組の成果や地域自殺実態プロファイルも活用しながら、引き続き「正しい知識の普及」「人材養成」「ハイリスク者への支援」「アフターケアによる予防」「地域の関係機関等との連携強化」の「5つの柱」に、「世代別の視点」及び「段階別・対象者別の視点」を加え、本県の状況に応じた対策をさらに効果的に推進します。

特に、児童生徒を対象とした自殺予防教育など就学期を中心とした若者対策の強化や、女性に対する支援の強化に努めます。

～大綱における基本理念・基本認識・基本方針～

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす

基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

基本方針

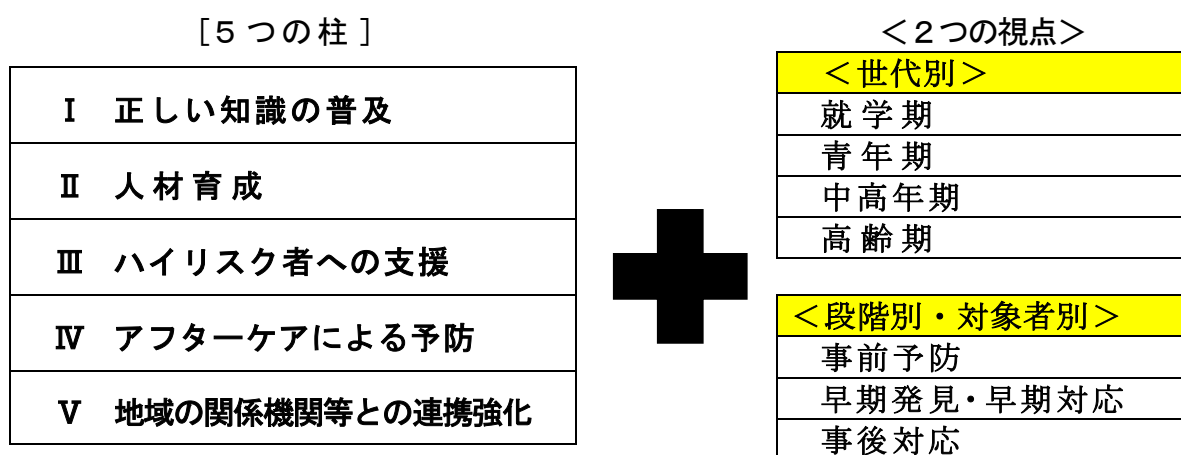
1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

自殺の多くは、「自殺以外の選択肢は考えられない」状態に陥ることや、「生きていても役に立たない」という喪失感から追い詰められ、孤立した状態で起こっています。このような孤立を防ぎ、周りの人との“絆”が保たれることが重要です。

自殺はその多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策は「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

また、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人が少なくないことから、確実に精神科医療につなぐ取組に合わせ、保健・福祉等の各施策の連動性を高めて、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。「死にたい」と考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で揺れ動いており、何らかのサインを発していることが多いことから、そのサインに早く気づき、身近な支援者や精神科医等の専門家につなぐことが重要です。

[5つの柱] と<世代別の視点><段階別・対象者別の視点>



[5つの柱]

I 正しい知識の普及

自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、そうした心情や背景への理解を深めることも含め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるための取組です。

このため、早い段階での学校におけるSOSの出し方に関する教育などの自殺予防教育、また、抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発による早期休息・早期相談・早期受診を促進することなどが重要です。

また、インターネットを活用し、支援を必要としている人が簡単に適切な支援策に関する情報を得ることができるような支援情報の集約や提供を行うとともに、正しい知識の普及に努める必要があります。

II 人材養成

相談援助を行う者をはじめとする自殺予防に関わるすべての関係者の資質の向上や対応技術を高めるための取組です。

自殺対策を推進するにあたっては、保健師などの地域保健スタッフや自殺予防教育を行う教職員、かかりつけ医、民生委員・児童委員、関係機関の相談員など、それぞれ

れの関係者が様々な悩みや困難を抱えている人の問題に応じて、適切な助言や必要な支援先につなげることができるようになることが重要です。

また、悩んでいる人に気づき、かかわり、適切な支援先につなぎ、その後も絆を保つという役割を担う、ゲートキーパーの人材を養成する取組を続けていくことが重要です。

Ⅲ ハイリスク者への支援

うつ病や統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症などの精神疾患患者、がんや慢性疾患患者、または多重債務や生活困窮等経済的問題、長時間勤務、各種ハラスメントなどの勤務問題等を抱えた自殺のリスクが高いといわれている人への支援の取組です。

中でも再び自殺を企図する可能性が高い自殺未遂者については、通常の行政窓口で把握することは困難であることから、救急医療機関などと連携体制を構築し、治療を受けた自殺未遂者やその家族に対し、地域の関係機関が支援していくことが重要です。

さらに、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われる若者に対しては、ICT（情報通信技術）も活用したアウトリーチ策などについて、その方法等を含め様々な観点から検討し、対応する必要があります。

Ⅳ アフターケアによる予防

自殺が生じた場合の事後対応（アフターケア）や自死遺族、遺族の自助グループに対する支援の取組です。

法の目的規定においても、自殺の防止を図るとともに自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられており、自殺が生じた場合、新たな自殺を防止し家族や周囲の人に与える影響を最小限にとどめるアフターケアが求められます。

このため、自死遺族が身近で相談や支援を受けることができるよう、地域における支援を充実させていく取組が重要です。

Ⅴ 地域の関係機関等との連携強化

住民の身近なところで相談・支援が受けられるよう、地域の関係機関等との連携を強化する取組です。

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけでなく社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このため、各圏域における精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・民間団体等がネットワークを構築し、連携して支援に当たることが重要です。

また、県の取組と市町の取組との効果的な連携を図ることが重要です。

<世代別の視点>

○就学期(高校卒業まで)

思春期は精神的な安定を損ないやすく、不登校やひきこもり、自傷行為、摂食障害

などの問題が起こりやすい時期であり、学校や家庭等において相談しやすい環境の整備や相談窓口の周知を図ることが重要です。

法改正により、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれたことも踏まえ、①児童生徒がSOSを発信しやすくし、②それに気づいた友人が信頼できる大人につながりやすくし、③教員も適切な支援を行うことができるようにするための自殺予防教育の導入が必要です。

いじめを苦しめた子どもの自殺予防にあっては、いじめ防止対策推進法や「いじめの防止等に関する基本的な方針」を踏まえ、問題行動の未然防止や早期発見・早期解消に向けて一層の取組を進め、自殺や自殺未遂など重大事態が発生した場合には、調査を実施するとともに速やかに周囲の児童生徒等の心のケアに取り組むことが重要です。

また、この時期は、統合失調症の初発年齢でもあるため、早期に専門的な治療につながられるよう統合失調症の正しい知識の普及や学校、医療機関と連携した取組が必要です。

○青年期(高校卒業から概ね30歳まで)

大人の仲間入りを果たす青年期は、進学、就職、結婚、出産等が契機となり、大きな挫折を経験するリスクがあります。

全体から見ると青年期の自殺者の数は少ないものの横ばい状態にあり、20歳代と30歳代の死因では自殺が依然として第1位となっているなど、この時期の自殺対策は重要な課題となっています。

また、ストレスから心の病気にならないためにストレスの軽減や心の健康づくりを支援する取組に加え、精神疾患の発症の初期段階で治療につながるよう精神疾患の正しい知識の普及や相談窓口の周知、偏見をなくす取組も必要です。

さらに、関係機関等と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援する取組や、出産後間もない時期の産婦に対する産後うつ予防や育児不安に対する相談支援等を充実していくことが重要です。

○中高年期(概ね30歳から65歳まで)

中高年期は、家庭、職場の両方で重要な位置を占める一方、親との死別や退職などの大きな喪失体験を迎えるなど、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代であることから、心理的、社会的ストレスに対応するための心の健康づくりとともに、ストレスの原因となる長時間労働、失業等の社会的要因に対する取組が重要です。

特に、自殺者が多い中高年男性は心の問題を抱えやすい上、相談することの心理的な抵抗から問題を深刻化しがちと言われていることや、女性は出産、育児、更年期等において心の健康を損ないやすいことから、早期発見・早期対応の支援を充実していくことが重要です。

○高齢期(概ね65歳以上)

自殺者の多い年代にも高齢化の兆候が見られます。

高齢者の自殺の背景には、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭での役割の喪失感、配偶者や親しい人との死別体験、介護疲れ等が考えられます。

特に高齢になるにつれ、閉じこもりやうつ状態になることを予防することが介護予防の観点からも必要であることから、地域の中で生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを推進するとともに、かかりつけ医師によるうつ病の早期発見・早期対応や孤立化防止のための周囲の気づきと見守りが重要です。

<段階別・対象者別の視点>

○事前予防

自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及や啓発等により、自殺の危険性が低い段階での対応です。

⇒ すべての県民が対象

○早期発見・早期対応

うつ病や依存症などの精神疾患を抱えた方や自殺未遂者など現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないための対応です。

⇒ 自殺リスクのある人が対象

○事後対応

自殺が生じてしまった場合に周囲に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないための対応です。

⇒ 自殺既遂者の身近にいる人が対象

第4章 自殺対策の具体的取組

大綱では、当面の重点施策として13の施策を設定しています。

本県では、地域の実情を勘案し、12の施策に沿って、「正しい知識の普及」「人材養成」「ハイリスク者への支援」「アフターケアによる予防」「地域の関係機関等との連携強化」に「世代別」「段階別・対象者別」の視点を加え、自殺対策の取り組みを進めます。また、取組の実施に当たっては、各関係部局が連携した効果的な取組に努めます。

1 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく県民誰もが当事者となり得る問題であることについて、理解を図る必要があります。また、自分の周りにもいるかもしれない自殺リスクのある人に気づき、声をかけ、早めに適切な相談機関等につなぎ、その後も絆を保つという役割等についての意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通じた普及啓発を行います。

(1) 自殺予防週間と自殺対策強化月間での取組

- 国が設定する自殺予防週間及び自殺対策強化月間にあわせて、自殺は一部の人の問題だけではなく、県民誰もが当事者となり得る重大な問題であり、県民一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広く県民を対象とした講演会の開催や広報誌・パネル・リーフレット等を活用した啓発活動を、市町や関係機関・民間団体と協力して実施します。
【健康増進課】

(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の推進

- 社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。【教育庁学校安全・体育課】
- 18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、学校における早期発見・見守り等の取組を推進します。【教育庁学校安全・体育課】
- 児童生徒の心身の成長の過程に即した情報モラル教育を、関係機関等とも連携し系統的に推進します。また、ネットトラブルやネットいじめを未然に防止するため、高校生を対象に大学と連携したネット出前授業を実施します。【教育庁学校安全・体育課】

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- 自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と県民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力を高めるため、インターネット（スマートフォン、携帯電話等を含む。）を活用して正しい知識の普及を推進します。【健康増進課】

(4) うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進

- 自殺の直前にはうつ病等の精神疾患に罹患している人が多いといわれていることから、うつ病等の精神疾患の早期発見や早期治療につなげるため、リーフレットやホームページ等により精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行います。【健康増進課】

(5) 精神保健に関する教材の貸出

- 精神保健に関する正しい知識の普及等のため、精神保健福祉センターで保有している教材について関係機関・民間団体への貸し出しを行います。【健康増進課】

2 自殺対策の推進に資する調査等を推進する

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺の実態に関する情報の収集、整理等を進めるとともに、地域の自殺対策の実践に活用できるよう、市町等への情報提供を行います。

(1) 自殺の実態等に関する調査等

- 人口動態調査等の統計資料の活用や山口県警察本部の協力を得て、自殺に関するデータの収集・整理等を進めます。【健康増進課】

(2) 子ども・若者の自殺等についての調査

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、背景調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、その調査結果を踏まえて、今後の再発防止や自殺防止対策の取組の充実を図ります。【教育庁学校安全・体育課】

(3) 既存資料の利活用の促進

- 地域の自殺対策に活用できるよう、市町等への必要な情報の集約・提供を推進します。【健康増進課】
- 県内の自殺関連データ等について、ホームページ上での提供を推進します。【健康増進課】

3 自殺対策に係る人材の養成及び資質の向上を図る

直接的に自殺対策に係る人材の養成、資質の向上を図ることに加え、様々な分野において「生きることの包括的な支援」に関わっている支援者等を、自殺対策に係る人材として養成することが重要となっていることを踏まえ、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、ゲートキーパーの役割を担う人を地域で増やす取組を推進します。

(1) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- うつ病等の精神疾患では身体症状が出ることも多く、かかりつけ医師等を受診することが多いことから、かかりつけ医師等は自殺の危険性が高い人を発見する機会が多いと考えられます。このため、かかりつけ医師などを対象とした、うつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上に関する研修等を実施します。【健康増進課】

(2) 教職員に対する普及啓発の実施等

- 教職員がいじめや自殺に対する正しい知識を身に付け、適切に対応するための研修や自殺予防教育の導入に向けた研修などを実施します。【教育庁学校安全・体育課】

(3) 精神保健福祉関係職員の資質の向上

- 心の健康に関する相談機能を向上させるため、精神保健福祉関係機関職員に対して、心の健康づくりや自殺予防に適切な対応ができるよう研修を実施します。【健康増進課】

(4) 高齢者に関わる職員等に対する研修

- 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者の研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺対策に関する知識の普及を図ります。【長寿社会課】

(5) 民生委員・児童委員等への研修

- 民生委員・児童委員や老人クラブ等地域で活動する団体等を対象に、地域住民に対する活動の中で、自殺の危険性の高い人等を発見した場合に適切な専門機関につなぐよう、自殺予防に関する知識の普及を図ります。【厚政課】【こども家庭課】【長寿社会課】

(6) 社会的要因に関連する相談員の資質の向上

- 消費生活センターや地方公共団体等の多重債務相談窓口の相談員、商工会・商工会議所の経営相談窓口等の相談員、福祉事務所のケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員に対し、自殺予防に関する知識の普及を図ります。【県民生活課】【経営金融課】【厚政課】

(7) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- 警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を図ります。【警察本部人身安全対策課、捜査第一課、少年課】【消防保安課】

(8) 様々な集団・団体等に対するゲートキーパーの養成の促進

- 悩んでいる人に気づき、かかわり、適切な支援先につなぎ、その後も絆を保つというゲートキーパーの役割をより多くの人担えるよう、大学生等の若者世代から高齢者まで幅広い集団のほか様々な業界団体等を対象に、必要な知識の普及を図ります。【健康増進課】

(9) 自殺対策従事者への心のケアの推進

- 自殺防止の相談業務や遺族支援に従事する者は、自らの心の健康を損なうおそれもあることから、相談業務や遺族支援を行うための体制づくりに引き続き取り組みます。【健康増進課】

(10) 家族や知人等を含めた支援者への支援

- 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を図ります。【健康増進課】

(11) 研修資料の開発等

- 自殺対策に取り組む人材を養成するため、施策の企画立案や相談業務に携わる担当者が利用できる教材等の開発や提供を行います。【健康増進課】

4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など心の健康の保持・増進のため、職場、地域、学校等において体制整備を進めます。

また、ハラスメント対策など、職場環境の改善のための取組を進めます。

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 圏域ごとに設置されている地域・職域連携推進協議会（※）等を活用して、メンタルヘルス対策の現状を把握し、協議会関係者等に対して心の健康づくりに関する情報提供や相談窓口の紹介等を行います。【健康増進課】
- メンタルヘルス不調者に対し事業者が適切な措置を行うよう関係機関（山口産業保健総合支援センター等）と連携しながら、ストレスチェック制度など職場におけるメンタルヘルス対策を啓発します。【労働政策課】
- 各種ハラスメントなど、職場の問題に対応するため、山口労働局等関係機関と連携しながら、県民局の相談窓口や中小企業労働相談員等による事業所訪問などで労使からの相談に対応するとともに、適切な雇用管理の普及啓発に努めます。【労働政策課】
- 従業員の健康管理を、経営的視点から実践する「健康経営」に取り組む企業の認定・表彰により、就労期の健康増進の取組を促進します。【健康増進課】
- （※） 地域保健法及び健康増進法に基づく指針において、地域と職域の連携推進のため関係機関等から構成される協議会

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- 心の健康に関する相談については、精神保健福祉センターや健康福祉センターにおける相談機能を向上させるとともに、関係者による連携会議の開催等を通じて、地域の相談窓口同士の連携強化を図り、適切な支援先につながるよう取組を進めます。【健康増進課】

- 地域における心の健康づくりを進めるため、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、地域の様々な関係機関・民間団体による取組を支援します。【健康増進課】

(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- 各学校での生活アンケートの実施、本県作成の適応感調査「Fit（生活アンケート）（※1）」等の活用促進、教員研修の充実、校種間の連携等を通して、児童生徒理解の深化や生徒指導・教育相談体制の充実に努めます。【教育庁学校安全・体育課】
 - 全ての公立学校の児童生徒がスクールカウンセラーに相談できる体制を整備し、児童生徒・保護者への専門的カウンセリングや心理教育、教職員への校内研修等を実施します。【教育庁学校安全・体育課】
 - エリアスーパーバイザー（※2）を配置し、市町配置のスクールソーシャルワーカー（※3）への指導・援助や学校いじめ対策組織への指導・助言を実施します。【教育庁学校安全・体育課】
- （※1） 児童生徒対象の学校生活等への適応感を測定するためのアンケート調査（山口大学と連携して平成24年（2012年）に作成）
- （※2） やまぐち総合教育支援センター配置のスクールソーシャルワーカー
- （※3） 社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家

(4) 大規模災害における被災者の心のケアの推進

- 大規模災害の発災リスクが高まる中、被災地域において適切な災害保健医療活動が行えるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT（※））の体制整備と人材育成の強化を図ります。【健康増進課】
 - DPAT先遣隊（以下「先遣隊」という。）のスキルアップや派遣できる人材を養成するため、国において実施される先遣隊研修や他県において行われる実動訓練等へ参加します。【健康増進課】
- （※） 大規模な自然災害、深刻な事件や事故が発生した際、各都道府県などから派遣される精神医療チーム

5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて確実に精神科医療につなぐ取組を進めます。

また、精神科医療につながった後も、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活など様々な問題に対して包括的に対応する必要があることから、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします。

(1) 精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上

- 保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関のネットワークの構築に努めます。【健康増進課】
- うつ病では睡眠障害がよく見られることから、薬局等において、こうした症状を長期にわたって訴える人たちに対し精神科医への受診を勧奨するなど、薬局や薬剤師会と連携した取組を進めます。【健康増進課】

(2) かかりつけ医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- うつ病等の精神疾患では身体症状が出ることも多く、かかりつけ医師等を受診することが多いことから、かかりつけ医師等は自殺の危険性が高い人を発見する機会が多いと考えられます。このため、かかりつけ医師などを対象とした、うつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上に関する研修等を実施します。【健康増進課】【再掲】

(3) 精神科救急医療体制の充実

- 急に精神疾患を発症した患者や、精神疾患が悪化した患者に対応する精神科救急システムや精神科受診など、早急な対応に関する相談を24時間受け付ける「こころの救急電話相談」等により、精神疾患患者の救急医療体制の充実と相談対応の充実を図ります。【健康増進課】

(4) うつ等のスクリーニングの実施

- 健康福祉センターにおける訪問指導や、健康教育・健康相談等の機会を活用することにより、地域における、うつ病の懸念がある人の把握に努めます。【健康増進課】
- 市町が主体となって高齢者の介護予防や社会参加の推進等のための多様な通いの場の整備など、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を促進します。【長寿社会課】
- 出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化します。【こども政策課】
- 市町における乳児健康診査や「乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」等において、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、精神科医療機関につなげる等、適切な支援に結びつけます。【こども政策課】

(5) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

- うつ病以外に自殺の危険因子とされている統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、継続的な治療・支援を行うための体制を整備し、自助活動に対する支援を行います。【健康増進課】
- 特に、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連するアルコール健康障害については、令和6年(2024年)3月に策定した「山口県アルコール健康障害対策・ギャンブル等依存症対

策推進計画」に基づき、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施します。【健康増進課】

(6)がん患者、慢性疾患患者等に対する支援

- がん患者やその家族等が抱く治療上の疑問や、精神的社会的な悩みについて対応するため山口県がん総合相談窓口やがん相談支援センター（※）等が中心となって、電話や面接により相談支援を行います。【医療政策課】
 - 慢性疾患や難病等を抱えることにより療養生活が長期化し、病気への不安や病気の影響による生活の不安が増大する等、自殺リスクの高い患者や家族に対し、医療機関と連携しながら、電話による相談、訪問指導等を行い、心理的ケアを実施します。【健康増進課】
 - がん、脳卒中、糖尿病、その他難病等にり患された方が、病気の治療を受けながら仕事を続けることができるよう、山口産業保健総合支援センター等と連携して相談支援等を行います。【労働政策課】【医療政策課】【健康増進課】
- (※) がん診療連携拠点病院等に設置されている「がんの相談窓口」

6 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

そのため、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を、関係機関と連携して推進します。

(1)地域における相談体制の充実と相談窓口の周知

- 精神保健福祉センターや健康福祉センターにおいて、市町の精神保健担当課等とともに、心の健康に関する様々な相談活動を推進します。【健康増進課】
- 精神保健福祉センターにおいて、心の健康全般を対象とした専用電話による「心の健康電話相談」や、生きることがつらいと悩んでいる方やその家族の方を対象とした相談電話である「いのちの情報ダイヤル“絆”」等による相談活動を推進します。【健康増進課】
- 心や身体の健康問題のほか、家庭、経済、生活、教育、労働などの「生きることの包括的な支援」に関する専門の相談窓口について、ホームページやリーフレット等を利用して県民への周知を図ります。【健康増進課】
- 地域において適切な支援先につなげるため、関係者によるネットワーク会議の開催等により社会的要因に関係する機関の連携体制の充実を図ります。【健康増進課】

(2)多重債務等に関する相談窓口の周知

- 県や各市町に設置された消費生活相談窓口において、多重債務等に関する相談に応じるとともに、法的問題を解決するための法律相談を実施する県弁護士会や県司法書士会等の関係機関の周知を図ります。【県民生活課】

(3) 失業者等に対する相談窓口の充実等

- 県、国、市町及び関係機関において各種相談窓口を設置し、雇用調整等により離職を余儀なくされた方からの再就職支援・生活支援などに関する様々な相談に対応します。【労働政策課】
- 離職者等の早期再就職を支援するため、山口しごとセンターを中心に、関係機関と連携し、きめ細かな個別相談から職業紹介までをワンストップで提供します。【労働政策課】
- ニート等の若者の職業的自立を支援するため、県内4箇所に設置されている地域若者サポートステーション(※)に対し、臨床心理士によるカウンセリングの実施や、職場体験をはじめとする職業意識の啓発など機能強化を図ります。【労働政策課】
- (※) ニート等の若者(原則15歳~49歳)に対して職業的自立を支援するため、キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、自立支援プログラムの作成等を行う地域拠点

(4) 経営者に対する相談事業の実施等

- 中小企業の倒産回避に向けた助言など、商工会議所等による中小企業の経営改善等への取組を支援します。【経営金融課】
- 山口県中小企業活性化協議会を通じて、中小企業の事業再生への取組を支援するとともに、やまぐちネットワーク会議(※)を通じて、中小企業の経営改善等への取組を支援します。【経営金融課】
- 金融機関から融資を受ける際に、経営者個人が会社の連帯保証人となる「経営者保証」の解除を選択できる環境づくりに取り組みます。【経営金融課】
- (※) 中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生の支援強化等を目的とした、中小企業支援機関、金融機関、国及び県による会議

(5) 薬品等の規制、行方不明者発見活動等

- 危険な薬品等の譲渡規制を遵守するよう周知の徹底を図ります。【薬務課】
- 自殺のおそれがある行方不明者の発見活動を継続して実施します。【警察本部人身安全対策課】

(6) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- インターネット上の自殺関連情報についてサイト管理者等への削除依頼を行います。また、インターネット上の自殺予告事案に対する迅速・適切な対応を継続して実施します。【警察本部人身安全対策課、サイバー犯罪対策課、少年課】
- 青少年によるインターネット上の有害情報の閲覧を防止するため、児童生徒や保護者に対してフィルタリングサービスについての理解と活用を呼びかけます。【教育庁学校安全・体育課】
- 子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、学校教員、PTA役員や警察職員等を対象に、携帯電話・スマートフォン・インターネット使用の指導方法やフィルタリングの普及についての研修会を開催します。【こども家庭課】

(7) 介護者への支援の充実

- 高齢者を介護する家族等の負担を軽減するため、ニーズに応じた適切なサービスが円滑かつ迅速に受けられるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。
【長寿社会課】

(8) ひきこもりへの支援の充実

- 精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センターを中心として、各市町や健康福祉センター等と連携し、ひきこもり本人や家族からの相談に応じるとともに、専門的な知識や技術を必要とする相談、広域的な課題について市町に助言するなどの支援を充実します。
【健康増進課】

(9) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実

- 児童虐待防止のため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの社会的自立に至るまで、児童相談所や市町、学校、警察等関係機関の連携による切れ目のない支援体制の強化を図ります。
【こども家庭課】
- 虐待を受け社会的養護で育った子ども等に対し、身元保証人の確保や生活資金・家賃等の自立支援資金の貸付を行うなど、社会において自立していけるような支援体制を整備するとともに、児童養護施設を退所後も一定の支援が必要な場合等には、就労等の支援を行う自立援助ホームでの生活を通じて社会的自立を支援します。
【こども家庭課】
- 性犯罪・性暴力の被害者の経済的・精神的負担軽減や、心の傷の回復を支援するため、心理専門家によるカウンセリングを行います。
【警察本部警察県民課】
- 性犯罪・性暴力被害については、やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」により、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、法的支援等）を実施します。
【男女共同参画課】

(10) 生活困窮者への支援の充実

- 複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも連携し、効果的かつ効率的な支援に努めます。
【厚政課】

(11) ひとり親家庭に対する相談窓口の充実等

- ひとり親家庭等に対する総合的な相談体制の整備、学び直しの支援や資格取得の促進など、ひとり親家庭等の就業による自立に向けた支援を行います。
【こども家庭課】

(12) 性的マイノリティの方等への支援の充実

- 性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を行います。
【男女共同参画課】
- 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティ(※)について、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、正しい理解と認識が深まる

よう啓発に努めます。【人権対策室】【男女共同参画課】【健康増進課】

(※) 性同一性障害や性別違和感を抱える人、性的指向等を理由に社会的偏見にさらされる人

(13) 相談の多様な手段の確保、ICTの活用

- 各種相談事業において、障害の特性等により電話や対面による相談が困難な場合であっても、可能な限り相談ができるよう、FAX、電子メール等の多様な意思疎通の手段の確保に努めます。【健康増進課】
- SNSなどICT（情報通信技術）を活用した若者への相談対応の強化を図ります。【健康増進課】

7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策を強化し、自殺未遂者を見守る家族等の身近な支援者への支援を充実することから、医療機関等の関係機関と連携して、本人や家族等に対する心理的ケアができる体制や、支援先の情報提供等が行える体制を整備します。

(1) 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実

- 自殺未遂者や精神的既往のある患者等が救急医療機関で身体的処置を受けた後、必要に応じて精神科医療機関へ適切につながるよう連携体制を推進します。【健康増進課】
- 自殺未遂者に対する適切な対応ができるよう、救急医療機関関係者等を対象に研修を実施します。【健康増進課】

(2) 医療と地域の連携推進による未遂者支援の強化

- 医療機関と連携し、自殺未遂者の退院後早期にかかわり、関係機関と連携して具体的な支援を行うことで、自殺につながる様々な問題の軽減等を図ります。【健康増進課】
- 保健、医療、福祉に関する計画等における精神保健福祉対策を踏まえつつ、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係機関のネットワークの構築に努めます。【健康増進課】【再掲】
- 地域の薬局等において、睡眠障害の症状等を長期にわたって訴える人たちに対し精神科医への受診を勧奨するなど、薬局や薬剤師会と連携した取組を進めます。【健康増進課】【再掲】
- 地域におけるかかりつけ医師等は自殺の危険性が高い人を発見する機会が多いと考えられるため、かかりつけ医師などを対象とした、うつ病等の精神疾患の理解と対応及び患者の社会的な背景要因を考慮して自殺リスクを的確に評価できる技術の向上に関する研修等を実施します。【健康増進課】【再掲】

(3) 家族等の身近な人の見守りに対する支援

- 自殺未遂者支援に携わる精神保健関係者に対して自殺未遂者支援研修を実施し、市町、健康福祉センターや精神保健福祉センター等での相談体制を充実するとともに、家族等に各種相談窓口の情報提供を行います。【健康増進課】

8 遺された人への支援を充実する

自殺が起こると、家族をはじめ周囲の人に大きな影響を与え、その人たちの自殺のリスクを高めてしまう恐れもあります。

また、法の目的規定においては、自殺対策の総合的推進により自殺の防止を図るとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられています。このため、自死遺族の心理的援助に取り組み、相談支援体制を充実するとともに、自助グループの活動を支援します。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

- 遺族の方が自身の体験や想いを安心して語り合える「わかちあいの会」等の自助グループの運営やその活動についての遺族等への周知について支援します。【健康増進課】
- 自助グループが身近な所で活動できるよう、健康福祉センター等が地域での活動を支援します。【健康増進課】

(2) 学校での事後対応の促進

- 自殺等が発生した場合には、行政と関係機関の専門家で編成するサポートチーム(心のケア対応チーム、アフターケアチーム等)を派遣し、事件・事故への緊急対応と、学校の教育機能の早期回復、児童生徒の精神的ケアを行います。【教育庁学校安全・体育課】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

- 精神保健福祉センターや健康福祉センターにおいて、遺族の方が相談しやすい体制を充実するとともに、パンフレットやホームページ等により、各種相談窓口や自死遺族の相談電話等の情報提供を行います。【健康増進課】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- 警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を図ります。【警察本部人身安全対策課、捜査第一課、少年課】【消防保安課】【再掲】

9 市町、関係機関・民間団体との連携を強化する

地域の実情に応じた取組を促進するため、市町が実施する自殺対策の取組を支援します。

また、自殺対策においては、関係機関・民間団体が非常に重要な役割を担っていることから、研修等の実施を通じて関係機関・民間団体の人材育成等を支援するとともに、関係機関・民間団体との連携を強化します。

(1) 地域における自殺対策の促進

- 先駆的な自殺対策を行っている市町事業の紹介のほか、自殺対策に従事する関係者研修の実施や、自殺対策事業の企画等に対する技術援助等を行い、市町の自殺対策の取組を支援します。【健康増進課】
- 市町自殺対策担当者会議を開催し、市町と連携した自殺対策を進めます。【健康増進課】

(2) 関係機関・民間団体の人材育成に対する支援

- 研修等の実施により、関係機関や民間団体の人材育成活動を支援します。【健康増進課】
- 県内における民間団体の活動等の把握に努めるとともに、効果的な連携や協力のあり方についての検討を進めます。【健康増進課】

(3) 関係機関・民間団体との連携の推進

- 自殺対策を効果的に展開していくため、相談会や啓発活動等の実施にあたっては、関係機関や民間団体と連携・協力して取り組みます。【健康増進課】
- 関係者等の意見を把握し自殺対策の取組に反映していくため、山口県自殺対策連絡協議会等において関係機関等の連携強化に取り組みます。【健康増進課】
- 消費者トラブルの解消とともに自殺等の兆候の事前察知にも寄与することから、トラブルに遭うリスクの高い高齢者等の消費者被害の防止のため、消費者団体や福祉関係者等との連携・協働に努めます。【県民生活課】

(4) 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援

- 民間団体が先駆的・試行的な自殺対策に取り組みやすくなるよう、必要な情報提供等の支援を行います。【健康増進課】
- 地域における取組を推進するため、民間団体の実施する先駆的・試行的な自殺対策や調査等を支援します。【健康増進課】

10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策は課題となっています。さらに、基本法に、学校におけるSOSの出し方に関する教育の推進が盛り込まれていることなどから、特に若者の自殺対策を更に推進します。

なお、支援を必要とする子ども・若者については、ライフステージ（学校の各段階）や立場（学校や社会とのつながりの有無等）ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの置かれている状況に沿った施策を実施する必要があります。

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺予防

- これまでのいじめの防止等の取組を踏まえながら、「山口県いじめ防止基本方針」等に基づいた措置を講じます。また、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という認識の下、学校・教育委員会と家庭・地域が連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応の取組を推進します。【教育庁学校安全・体育課】
- いじめの早期発見・早期対応のために、「24時間子どもSOSダイヤル」による相談体制を維持・継続するとともに、市町教委や各学校とも連携し、相談窓口を掲載した「いじめ相談カード」を配付するなど、相談窓口の周知を図ります。【教育庁学校安全・体育課】

(2) 学生・生徒等への支援の充実

- 不登校等の未然防止に向け、ステップアップルーム事業（※）のより効果的な取組内容について検討するとともに、不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制の充実に努めます。【教育庁学校安全・体育課】
 - 高校生の中途退学の未然防止に努めるとともに、中途退学者及び進路未決定卒業者について、学校・ハローワーク・地域若者サポートステーション等の関係機関が連携協力し、中途退学、卒業後の状況等に関する実態の把握及び共有に努め、効果的な支援を行います。【教育庁高校教育課】【労働政策課】
 - Fit等の生活アンケートの積極的な活用や、SNS等を活用した幅広い相談体制づくりにより、児童生徒理解の深化や教育相談体制の拡充を図ります。【教育庁学校安全・体育課】
- （※）市町立学校を対象に設置した、通常の学級での学習や集団での生活が困難となった生徒の支援を行う特別な教室

(3) SOSの出し方に関する教育の推進

- 社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。【教育庁学校安全・体育課】【再掲】
- 教職員がいじめや自殺に対する正しい知識を身に付け、適切に対応するための研修や自殺予防教育の導入に向けた研修などを実施します。【教育庁学校安全・体育課】【再掲】

(4)子どもへの支援の充実

- 様々な家庭環境にある子どもたちに多様な学びや体験の場を提供し、地域で見守り機能を果たす、家庭や学校に次ぐ第3の居場所の確保が重要であることから、子ども食堂の拡大など、子どもの居場所づくりを推進します。【こども家庭課】
- 児童虐待防止のため、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの社会的自立に至るまで、児童相談所や市町、学校、警察等関係機関の連携による切れ目のない支援体制の強化を図ります。【こども家庭課】【再掲】
- 虐待を受け社会的養護で育った子ども等に対し、身元保証人の確保や生活資金・家賃等の自立支援資金の貸付を行うなど、社会において自立していけるような支援体制を整備するとともに、児童養護施設を退所後も一定の支援が必要な場合等には、就労等の支援を行う自立援助ホームでの生活を通じて社会的自立を支援します。【こども家庭課】【再掲】
- 子どもたちがインターネットを適切に利用できるよう、学校教員、PTA役員や警察職員等を対象に、携帯電話・スマートフォン・インターネット使用の指導方法やフィルタリングの普及についての研修会を開催します。【こども家庭課】【再掲】
- 青少年によるインターネット上の有害情報の閲覧を防止するため、児童生徒や保護者に対してフィルタリングサービスについての理解と活用を呼びかけます。【教育庁学校安全・体育課】【再掲】

(5)若者への支援の充実

- 離職者等の早期再就職を支援するため、山口しごとセンターを中心に、関係機関と連携し、きめ細かな個別相談から職業紹介までをワンストップで提供します。【労働政策課】
【再掲】
- ニート等の若者職業的自立を支援するため、県内4箇所設置されている地域若者サポートステーションに対し、臨床心理士によるカウンセリングの実施や、職場体験をはじめとする職業意識の啓発など機能強化を図ります。【労働政策課】【再掲】
- 精神保健福祉センターに設置したひきこもり地域支援センターを中心として、各市町や健康福祉センター等と連携し、ひきこもり本人や家族からの相談に応じるとともに、専門的な知識や技術を必要とする相談、広域的な課題について市町に助言するなどの支援を充実します。【健康増進課】【再掲】
- 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用した、SNSやメール相談、アウトリーチ支援、居場所の提供等、女性に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。【男女共同参画課】
- 性犯罪・性暴力被害については、やまぐち性暴力被害者支援システム「あさがお」により、24時間365日の運用体制で、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、法的支援等）を実施します。【男女共同参画課】【再掲】
- 性犯罪・性暴力の被害者の経済的・精神的負担軽減や、心の傷の回復を支援するため、心理専門家によるカウンセリングを行います。【警察本部少年課、警察県民課】
- SNSなどICT（情報通信技術）を活用した若者への相談体制の強化を図ります。
【健康増進課】【再掲】

(6) 知人等への支援

- 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者が孤立せずすむよう、これらの家族等に対する支援を図ります。【健康増進課】【再掲】

11 勤務問題による自殺対策を更に推進する

(1) 長時間労働の縮減

- 長時間労働の縮減を図るため、知事をトップとして労使団体などで構成するやまぐち働き方改革推進会議の関係団体が緊密に連携して、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向けた全県的な機運醸成を推進します。【労働政策課】
- やまぐち働き方改革支援センターのアドバイザーが企業等を訪問し、長時間労働の縮減に向けた働き方の見直しに関する助言・提案を行い、企業等の自主的な取組を支援します。【労働政策課】

(2) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- 圏域ごとに設置されている地域・職域連携推進協議会等を活用して、メンタルヘルス対策の現状を把握し、協議会関係者等に対して心の健康づくりに関する情報提供や相談窓口の紹介等を行います。【健康増進課】【再掲】
- 山口産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの実施する職場におけるメンタルヘルス対策の取組と、健康福祉センターが実施する事業所や商工会議所等への出前講座などの啓発活動について、連携を図り効果的に実施します。【健康増進課】【再掲】
- メンタルヘルス不調者に対し事業者が適切な措置を行うよう関係機関（山口産業保健総合支援センター等）と連携しながら、ストレスチェック制度など職場におけるメンタルヘルス対策を啓発します。【労働政策課】【再掲】
- 各種ハラスメントなど、職場の問題に対応するため、山口労働局等関係機関と連携しながら、県民局の相談窓口や中小企業労働相談員等による事業所訪問などで労使からの相談に対応するとともに、適切な雇用管理の普及啓発に努めます。【労働政策課】【再掲】
- 従業員の健康管理を、経営的視点から実践する「健康経営」に取り組む企業の認定・表彰により、就労期の健康増進の取組を促進します。【健康増進課】【再掲】

(3) ハラスメント防止対策

- セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を防止するため、山口労働局等の関係機関・団体と連携し、啓発や相談体制（中小企業労働相談員の配置、「労働ほっとライン」の設置等）の充実に努めます。【労働政策課】

12 女性の自殺対策を推進する

近年、女性の自殺者数が増加傾向にあり課題となっています。
女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点を踏まえ、対策を講じていく必要があります。

(1) 妊産婦への支援の充実

- 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進めます。【こども政策課】
 - 妊娠、出産・子育てに関する不安を軽減するため、市町が設置するこども家庭センター（※）や地域の相談支援体制の充実・強化を図るとともに、産後ケア事業等の専門的支援が受けられる体制を整備します。【こども政策課】
 - 出産後間もない時期の産婦については、産後うつ予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化します。【こども政策課】【再掲】
 - 市町における乳幼児健康診査や「乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」等において、産後うつ予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、精神科医療機関につなげる等、適切な支援に結びつけます。【こども政策課】【再掲】
- （※） 全ての妊産婦・子育て世帯を対象に児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関

(2) 困難な問題を抱える女性への支援

- 性犯罪・性暴力の被害者等、困難な問題を抱える女性の精神的負担軽減のため、被害者の希望する性別の警察官が事情聴取するなどの配意に努めたり、心の傷の回復を支援するため、心理専門家によるカウンセリングを行います。【警察本部警察県民課】
- 生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家庭関係破綻など、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、男女共同参画相談センターを中核として、関係機関及び民間団体と協働しながら、多様な支援を包括的に提供する体制を整備します。【男女共同参画課】
- 民間団体の持つ豊富な知見やノウハウを活用した、SNSやメール相談、アウトリーチ支援、居場所の提供等、女性に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。【男女共同参画課】【再掲】

第5章 推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

自殺対策は社会全般に深く関係しており、「気づきと絆を大切にして県民誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ためには、県民、家庭、学校、職場、地域、関係機関・民間団体及び行政それぞれの主体が当事者意識を持ち、果たすべき役割を明確化・共有化した上で、相互に連携・協力して自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

(1) 県民

県民は「生きることの包括的な支援」として実施する自殺対策の重要性について理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを認識することが大切です。

このため、県民一人ひとりが心の健康問題の重要性を認識し、自らの心の不調や身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、適切に対処することができるようにすることが大切です。

(2) 家庭

家族は心身の不調や自殺のサインを発している人にとって、最も身近な存在です。家族がお互いのことを思いやり、理解し合う中で、家族の心身の不調や自殺のサインに早い段階で気づくことが大切です。

また、それらのサインに気づいた家族は、専門の相談機関や医療機関につなげるなど適切に対処することが大切です。

(3) 学校

学校は児童生徒の保護者、地域住民やその他の関係者との連携を図りつつ、児童生徒に対して、一人ひとりがかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことの教育を行うことが大切です。

また、心の健康の保持に関する教育に加えて、命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶための教育（SOSの出し方に関する教育）を行うことが求められます。

(4) 職場

企業は労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者の心の健康の保持を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせることを認識し、労働環境の改善をはじめ、職場のメンタルヘルス対策やハラスメント防止対策を積極的に進めていくことが大切です。

(5) 地域

地域では介護など家庭の事情により外部との交流が少ない人や、一人暮らしの高齢者など様々な人が生活しています。このような人の心身の不調や自殺のサインに気づくことができるのは、それらの人たちが生活している地域の人たちです。

このため、一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、声かけや見守りの輪を広げ、それぞれの地域の特性に合わせて、人と人の絆を生かしてつながりを作ることが大切です。

(6) 関係機関・民間団体

医療、職域、福祉、法律、教育、警察等の様々な関係機関や民間団体においては、国を挙げて自殺対策に取り組むことの重要性に鑑み、関係機関・民間団体等との連携・協働の下、それぞれの専門的な立場から県民や家庭、学校、職場、地域における自殺防止のための活動に積極的に参画することが大切です。

(7) 行政

地方公共団体には自殺対策について地域の状況に応じた施策を策定し、これを実施する責務があります。

市町においては、県の施策とも連携しながら地域住民の自殺防止のため、様々な心の健康づくり対策の推進役としての役割が求められます。

また、心の健康づくりの実施にあたっては、住民に身近な対人保健サービスを総合的に行う拠点である市町保健センターが中心となって、住民へのきめ細かな健康教育や訪問指導などを推進することが大切です。

県においては、健康福祉センターは地域における精神保健活動の第一線機関として、精神保健福祉に関する相談や訪問指導等を推進するとともに、市町保健センターへの支援に努めます。

また、精神保健福祉センターは専門的な立場から研修等の企画・実施や、自殺未遂者・自死遺族に対する支援機能を充実するとともに、地域自殺対策推進センターとして市町の地域自殺対策計画の検証等への支援に努めます。

2 計画の進行管理

原則として、山口県自殺対策連絡協議会において自殺対策の具体的な取組状況を毎年度報告し、協議会委員の意見等を踏まえながら取組の点検・評価を行います。

また、点検・評価の結果、必要があると認められる場合には、計画の見直しを行います。